

消費者教育事業一覧(平成28年度)

区分	事業名	概要
啓発	ふじのくに消費者教育ステップアップフォーラム	5月の消費者月間中に行う記念行事 ○日時・場所:平成28年5月24日(火) 13:10~16:15 あざれあ大ホール ○プログラム (1)消費者支援功労表彰等表彰式 (2)平成27年度静岡県の消費者教育の取組報告 常葉大学大学院 星野教授 (3)事例発表・会場との意見交換
教育	消費者教育講師養成講座	講座講師を務める消費者行政職員、消費生活相談員、消費者団体等を対象に、講座に役立つ知識・技術等の習得機会を提供。 ○日時・場所:平成28年11月14日 15:30~16:00 あざれあ4階第1研修室 ○講師:(公財)消費者教育支援センター 中川氏 ○テーマ:「魅力的な講座と、啓発から消費者教育へつなげる講座の実施ポイント」
教育	消費者ホーム講座(通信制)	昭和47年から続く、通信制の消費生活講座 ○テキスト:「くらしの豆知識(国民生活センター発行)」ほか ○受講期間:7月~11月 ○受講者:一般県民200人(修了者178人) ○受講料:無料(ただし、テキスト及び解答用紙等郵便料は受講者負担) ※平成28年度で終了
教育	教員向け研修	学校における消費者教育を推進するため、教員向けの消費者教育講座を実施 ○8月24日(水) 10:00~17:00 静岡労政会館 「実践!すぐに活用できる消費者教育指導のポイント 他」 ○8月25日(木) 9:00~16:15 静岡県総合教育センター 「小中学校における情報モラル教育実践研修」
教育	県民生活センターが実施する出前講座	契約の基礎知識やクーリング・オフ、悪質商法の手口と対処方法、身近な食品表示の疑問、物やお金の大切さ、かしこい買い物などについて学ぶ講座を、DVDやパワーポイントを使ってわかりやすく実施する。 児童・生徒に対する授業、教職員に対する研修のほか、公民館など社会教育施設等における講座の企画などにも活用できる。
教育	県若手職員向け消費者教育講座	県、市町の若手職員を対象にした消費者教育講座を県内3ヶ所で実施 東部:6月14日(火)東部総合庁舎 35人、中部:6月17日(金)あざれあ 57人 西部:6月30日(木)浜松総合庁舎 47人 講師:静岡県弁護士会 靄岡弁護士、各県民生活センター相談員
教育	災害時に備える消費者教育出前講座	○小学校向け防災講座(4校) 9月 6日 河輪小学校(浜松市)、11月12日 麻機小学校(静岡市) 11月12日 清水袖師小学校(静岡市)、12月26日 山田小学校学童クラブ(三島市) ○一般消費者向け「上手な冷蔵庫の活用術」(3回)

教育	若者を対象とした消費者教育	<p>○若者世代の情報収集 若者の生活に関する関心の高い事柄や、若者に効果的な情報提供の方法をインターネットとグループインタビューにより調査</p> <p>○若者世代への情報発信 専用の特設サイトのほか、SNSや情報紙等を利用して、フューチャーセッション(未来志向の対話)の過程や、消費者教育の活動をしている団体などの情報を広く若者世代へ発信。</p> <p>○若者による課題解決のアイデア提案 各方面で活躍する若者のコミュニティによるフューチャーセッションを通して、消費者教育をテーマに話し合い、課題解決に向けたアイデアを出し合う。(3回実施)</p>
教育	職域における消費者教育	<p>○経営者を対象とした講演会 消費者に「愛される企業を目指して」を共通テーマに、(一社)静岡県経営者協会と共催で、経営者協会会員計約300人を対象とした講演会を東・中・西部で実施。</p> <p>○勤労者向け教材の作成 県民生活センターの出前講座等で活用できる勤労者向け消費者教育教材を作成。</p> <p>○勤労者向けフリーペーパーの紙面を活用した消費者教育 12月1日号(43万部発行)、3月1日号(25万部発行)の各1/3ページを活用し、消費者教育をテーマに情報発信。なお、事業者へも配布されることを生かして、適正な広告に関する啓発も実施。</p> <p>○メールマガジンによる情報発信 登録者約7,500人(主に勤労者)のメールマガジンを活用し、消費者教育をテーマに情報発信</p>
教育	「ものづくり・ものづかい」をテーマにした消費者教育	<p>○小中学生を対象としたものづくり現場訪問ツアーの実施 工場見学とワークショップにより、「ものを大切にする」ことや「商品の選択」の視点を学ぶツアーを県内3ヶ所で実施。(東部:12月26日、中部12月17日、西部12月27日)</p> <p>○リーフレットとホームページによる情報発信 ツアーの内容をリーフレットとホームページにまとめ、学校や工場見学受入れ企業に対し消費者教育の視点に立った社会科見学や職場体験をPR。</p>
啓発	高齢者消費者被害防止「個別対面型」	高齢者宅の戸別訪問、出前講座、地域でのイベント、高齢者施設等において、個別対面による啓発を実施。
啓発	高齢者消費者被害防止啓発「参加者募集型」	<p>高齢者の見守りを実施する事業者・団体等を188団体公募(「188(いやや!)で見守り隊」募集!)</p> <p>①公募関係業務(広報を含む) ②参加者の活動状況の取材・広報 ③参加者の活動紹介リーフレット、啓発資材の作成</p>
啓発	一般向け生活情報誌「くらしのめ」	<p>悪質商法の手口や対応策など、消費者トラブルに関する情報を提供するため、啓発資料等を作成し、県内の関係各所に配布した。</p> <p>定例号:11,000部(県内の市町・消費者団体・県民生活センター・高等学校・大学等)</p> <p>高齢者特集:143,000部(県内市町の各自治会を通して全戸に回覧、民生委員に配布、県内すべての地域包括支援センターに配布)</p> <p>災害対策特集:143,000部(県内市町の各自治会を通して全戸に回覧)</p>
啓発	一般向け消費生活情報メールマガジン「くらしのめ〜ル」配信	悪質商法に対する注意喚起、製品事故情報、県の講座関係のお知らせ・消費者教育に関する情報等を携帯メールとPCメールにより月2回程度配信。